

久万高原町震前実施計画

久万高原町建設課

令和 3年 9月 策定

《 目 次 》

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 2 実施本部体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 3 判定の実施方法（オペレーションタイプ）について・・・・○
- 4 判定実施区域、判定拠点施設・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 5 対象となる建築物の用途・規模・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 6 判定実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 7 必要判定士数、必要判定コーディネーター数・・・・・・○
- 8 判定資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 9 震前実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 10 判定実施計画書との関係・・・・・・・・・・・・・・・・○

1 はじめに

地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害から住民の安全の確保を図り、もって町民の生命を守るため、被災建築物応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する必要がある。

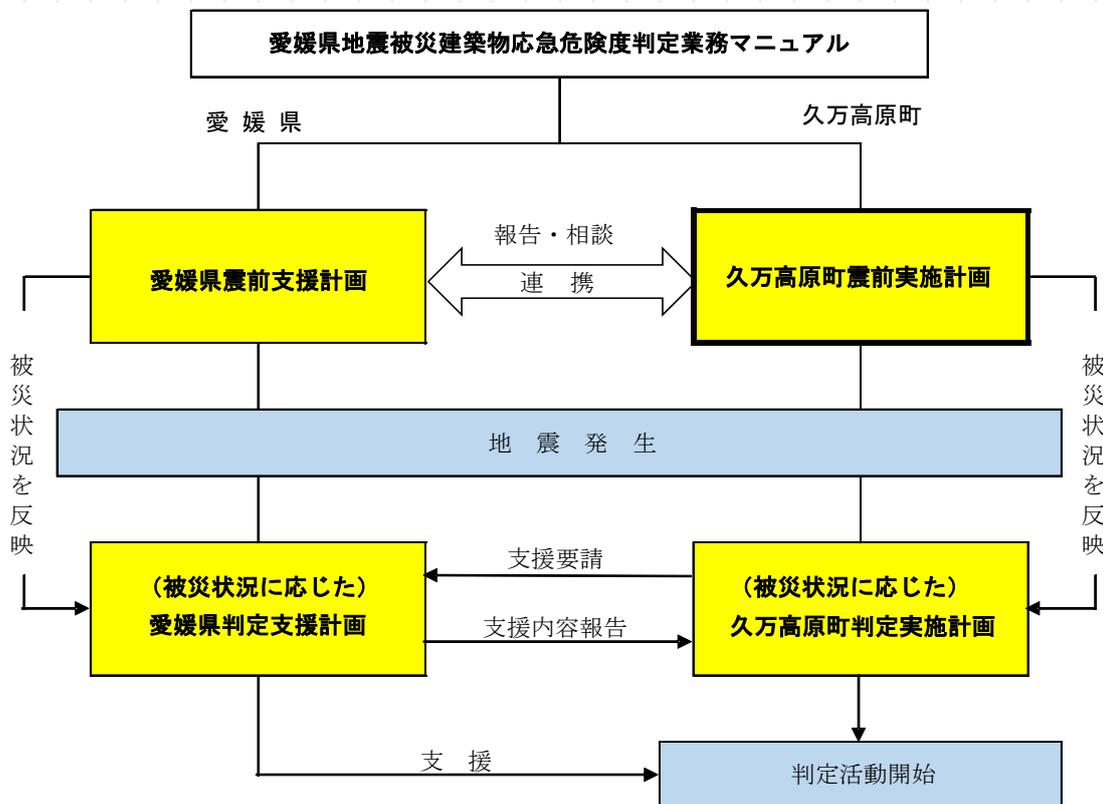
その際、本町が設置する被災建築物応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部(町)」という。）は、被害状況等に応じた、「判定実施計画書」を作成し、被災建築物応急危険度判定を実施することとなる。

本計画は、地震発生により想定される被害状況等を基に、実施本部(町)が対応すべき地震発生前の判定実施計画等の基本的事項について「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき定めるものであり、発災後の混乱時においても、「判定実施計画書」を適確かつ速やかに作成し、判定活動や支援の受け入れを円滑に行うことを目的とする。

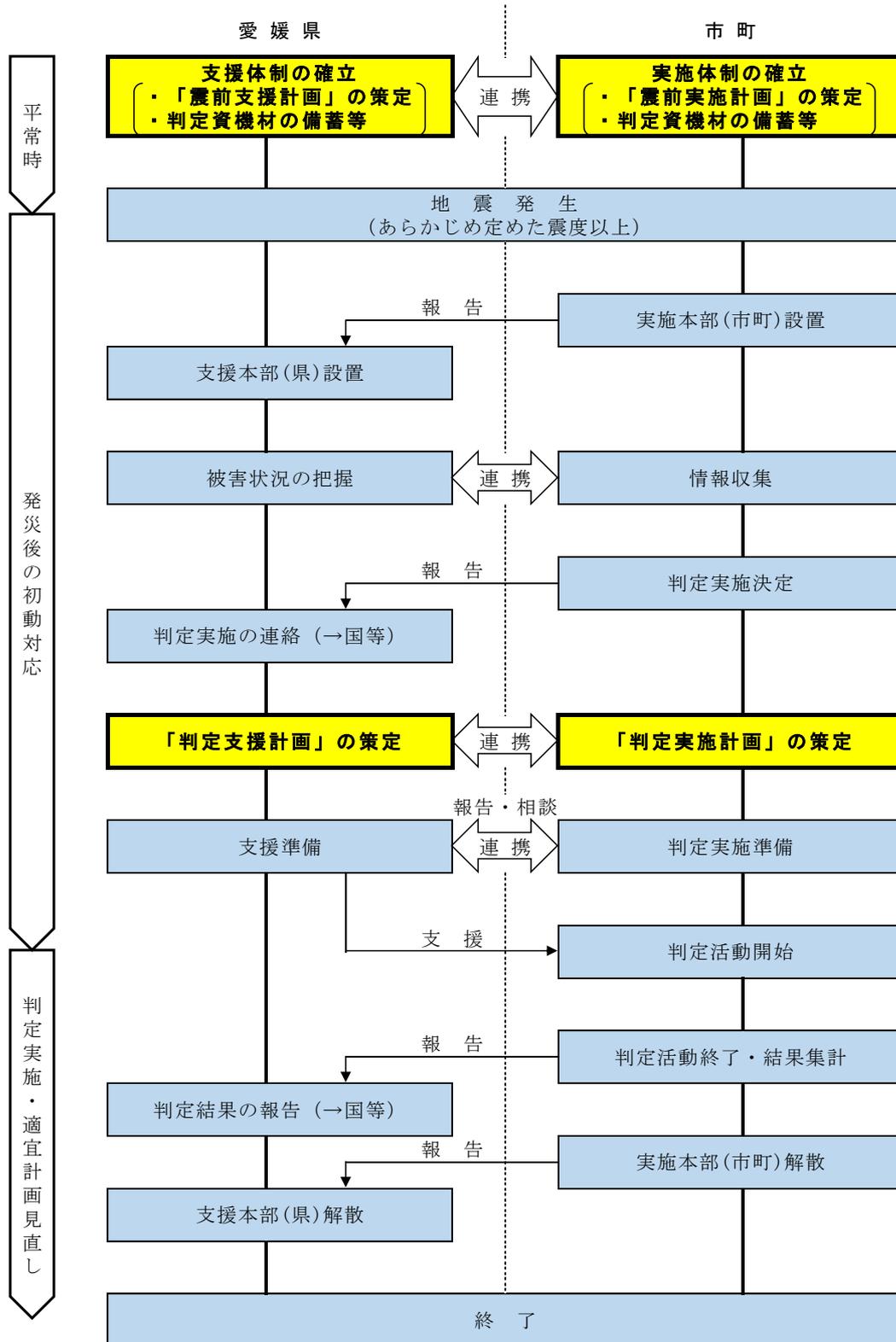
なお、本計画策定後も愛媛県震前支援計画と整合を図る必要があることから、適宜、計画内容の見直しを行うものとする。

本計画中の には「被災建築物応急危険度判定必携（発刊：全国被災建築物応急危険度判定協議会）（以下、「全国必携」という。）」の抜粋を示す。

(計画の位置付け)



(被災建築物応急危険度判定の流れ)



2 実施本部体制

実施本部（町）の体制を迅速に整備するため、あらかじめ実施本部員の名簿及び緊急連絡先を作成する。（実施本部員の人事異動を考慮し、原則として、年度当初に更新するものとする。）

（全国必携）

○実施本部体制（例）

実施本部長（応急危険度判定所管課長）

業務：判定全般の総括

判定計画班 2～6人

業務：① 判定実施計画の作成、見直し

② 判定実施計画の決定

③ 住民対応、報道機関対応

④ 支援本部、災害協定等関係自治体等との連絡調整

⑤ 判定拠点ごとの判定士・判定コーディネーターの人数決定

判定支援班 3～10人

業務：① 建築物の被災状況、交通規制等に関する情報収集

② 判定区域全体図・判定街区マップの作成

③ 地元判定士等への参集要請

④ 判定士、判定コーディネーター等の名簿管理

⑤ 判定コーディネーターとの連絡・調整

⑥ 判定結果のとりまとめ

⑦ 判定実施記録の作成

⑧ 判定士の班編成

後方支援班 2～6人

業務：① 判定時配布チラシ等、判定関係資料作成

② 判定拠点、判定資機材

③ 食事、宿泊の手配^{※1}

③ 自転車、バス等判定士移動手段の確保^{※2}

④ 民間判定士等補償制度事務^{※3}

^{※1} 食事：主に飲料水、宿泊：雑魚寝可能な空間が確保できる程度の施設

^{※2} 応援判定士が自家用車で参集する場合は、不要なケースが多い

^{※3} 支援本部（県）へ判定士名簿の送付を行う程度の事務

市区町村震前マニュアル

第2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

(1) 実施本部体制

実施本部は、以下に掲げる者によって構成されるため、あらかじめ実施本部体制名簿を作成する。なお、実施本部員の緊急連絡先を把握しておくものとし、実施本部員に異動があった場合は直ちに名簿を更新すること。

- ・実施本部長
- ・判定計画班員 2～6人
- ・判定支援班員 3～10人
- ・後方支援班員 2～6人

実施本部体制名簿を作成し、必要数を把握しておく。ただし、必要人数を確保できる見込みがない場合は、都道府県と事前に協議する。

【解説】

- ・発災後に担当部署を決めるような体制では、判定実施に関する判断が遅れるなど、初期対応に支障をきたす可能性があるため、市区町村においては、あらかじめ実施本部となる部署を決定しておくべきである。
- ・実施本部となる部署を決定後、実施本部員の名簿を作成しておく。また、実施本部の職員が不足すると考えられる場合は、事前に職員等の不足分を支援本部となる都道府県へ伝達し、情報共有しておく。

3 判定の実施方法（オペレーションタイプ）について

判定の実施方法は、地震発生後、迅速に被災建築物の使用の可否を判断する必要があることから、原則として「外観調査」を中心としたオペレーションタイプ※Aとする。

※オペレーションタイプ：実施本部（町）が判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。
タイプAとタイプBとがある。

（全国必携）

市区町村震前マニュアル

第2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

（2）オペレーションタイプ

本マニュアルでは、実施本部業務マニュアル第5第1項に規定するオペレーションタイプAを基本としているが、他のオペレーションタイプの選択あるいは他のオペレーションタイプとの組み合わせにより判定を実施する想定がある場合は、実情に合わせて計画する必要がある。

実施本部業務マニュアル

第5 判定実施計画の策定

1 実施本部（判定計画班）は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

①オペレーションタイプ

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

【解説】

- ・判定の調査方法は、タイプAを標準とし必要に応じて、タイプBを採用する。
- ・本マニュアルは、早期に被災建築物の使用の可否を判断する必要があるという観点から、外観調査を主体としたタイプAを前提として作成されているが、被災後短期間に判定活動に従事できると推定される判定士数及び判定に必要な資機材の量と建築物の被害

状況との関係等から、オペレーションタイプを判断することとなる。

- タイプ B は、例えば、一定の判定が終了した後、住民からの要望等により実施されることを想定している。この場合、地元判定士が本業務に従事することとする。
- タイプ B を実施する場合は、建築物への立入りにより危険が増大するため、その採用にあたっては慎重を期することとする。

4 判定実施区域、判定拠点施設

1) 判定実施区域

判定実施区域は、被災後の初動を容易にするため、平常時において、久万高原町内全域の判定街区マップ（住宅地図等に、1チームが1日に判定できる棟数（15棟）を基準として、判定実施可能な区域を明示したもの）を作成する。なお、次の事項を勘案のうえ、倒壊等被害の大きいと予想される地域を想定し、順次作成していくものとする。

- ・木造住宅の密集地
- ・液状化による被害は大きいと想定される地域
- ・旧耐震基準の建築物が多い地域

2) 判定拠点施設

判定拠点施設は、次の事項を勘案のうえ、事前に選定しておく。（以下、「選定候補施設」という。）また、必要に応じて、選定候補施設の管理者等と地震発生時の施設利用方法について事前協議（場合によっては、協定締結等）を行っておく。

- ・地震で被害を受ける可能性が低い、耐震性の高い建築物
- ・地震規模が大きくなると、多くの判定士の参集が予想されることから、十分な広さが確保できる施設（駐車場含む）
- ・電話、FAX、コピー機などの通信環境が整っている施設
- ・移動時間や移動手段を考慮し、できるだけ判定実施区域に近い場所

※施設が被災する可能性を考慮し、複数施設を選定しておくこと。

※実施本部（町）（判定計画班（住民対応、報道機関対応等を行う役割）を除く。）

と判定拠点は同一施設で良い。

（全国必携）

市区町村震前マニュアル

第2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

（3）判定実施区域及び判定拠点、優先順位

市区町村は、地震による被害想定等に基づき被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等被害の大きいと予想される地域をあらかじめ要判定区域

として想定するなど、判定実施のため、判定実施区域及び判定拠点、優先順位などの必要な事項について定めておく。

また、必要判定士数等の、判定実施に必要な人員（対応可能人数）を算定し、そこから実現可能な判定実施区域を想定しておくことが望ましい。

さらに被災建築物の棟数の予想では、被害想定のほか、建築物の確認申請台帳等を参考に、市区町村内の町丁目ごとに、全建築物数の把握をした上で旧耐震基準（昭和56年5月以前に建てられた建築物）の建築物数を把握しておくことが望ましい。

また、都市計画基礎調査等の資料を参考にして、地域毎の地盤及び建築物の構造種別、建築年度分類等による地域の特性を把握しておくことが望ましい。

【解説】

・被害想定などから、次の(1)から(6)までの事項に配慮し、判定実施区域及び判定実施順位等を計画しておく。

(1) 市区町村は、地域防災計画の被害想定などを考慮して、判定実施区域を設定する。地震の種類ごとに被害想定がある場合は、それぞれに想定しておく。

(4) 発災時に迅速に判定実施区域決定を行うため、地元民間判定士の情報、あるいは地元判定士が自主参集の際に得た情報を利用する方法などをあらかじめ定めておくことが望ましい。

(5) 平時から、地盤や建築物の構造種別等による地域の特性を把握しておくことが望ましい。

(6) 発災直後に判定が必要となる被災建築物の棟数を把握することは困難であるため地域防災計画等の被害想定による棟数、世帯数、建築物の確認申請台帳等を参考に、市区町村の町丁目ごとに、全建築物数の把握をした上で旧耐震基準の建築物数を把握しておくことが望ましい。これにより、判定実施区域決定後、直ちに判定対象棟数を算定することが可能となる。

実施本部業務マニュアル

第5 判定実施計画の策定

1 実施本部（判定計画班）は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

①判定実施区域及び判定拠点、優先順位

【解説】

・判定拠点の設置場所については、拠点となる施設（駐車場の有無など）、通信環境（電話、FAX、コピー機等。可能であれば電子メールが使える環境）、人員（判定支援班）などが確保される場合は、判定実施区域内またはその近隣で設置することが望ましい。

5 対象となる建築物の用途・規模

判定対象建築物は、戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍などの住宅用途で高さが10階程度以下の建築物とする。

(全国必携)

市区町村震前マニュアル

第2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

(4) 対象となる建築物の用途規模

対象となる建築物の用途規模は、基本的には戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍（以下「住宅」という。）を対象としているが、住宅以外の木造、鉄骨造（S造）、鉄筋（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の通常構法の建築物も対象にできる。

ただし、建築物の高さは10階程度以下とする。建築物の高さが10階程度以上の高層建築物や大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、早期に建築士による調査を実施するように要請する準備をしておくことが望ましい。

【解説】

・被害想定などから、次の(1)から(6)までの事項に配慮し、判定実施区域及び判定実施順位等を計画しておく。

(2) 市区町村によっては、災害対策本部や判定拠点となる施設及び避難所等の応急危険度判定も実施しなければならない場合もあるが、営繕部局等他部署で判定を行う建築物と重複がないように判定対象を決める必要がある。また、啓開道路（簡易的な救援ルート）に係る建築物等判定実施の優先度を決めておく。

6 判定実施期間

避難所生活を強いられる町民の早期帰宅の実現を図るためには、発災後1～2日以内に判定活動を開始し、可能な限り早期に完了することが必要であるため、判定実施期間は10日間以内とする。

(全国必携)

市区町村震前マニュアル

第2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

(5) 判定実施期間

震前実施計画上の判定実施期間は、10日間とする。

【解説】

- ・判定は、避難者の早期帰宅の実現を図るため、可能な限り早期に完了することが必要であることも踏まえ、このマニュアルでは判定実施期間を10日間として必要判定士数を算定することとしている。

7 必要判定士数、必要判定コーディネーター数

必要判定士数は、「4 判定実施区域、判定拠点」にて被害想定等に基づき想定した判定実施区域内の建築物棟数を「判定対象建築物数」とし、その棟数を「判定実施期間（10日）」、「1チームの1日当たりの判定棟数（15棟）」で除し、「1チーム当たりの判定士数（2名）」を乗じて算出する。

なお、必要判定コーディネーター数は、判定士5班（判定士10チームを1班とするため、判定士100人）につき1人配置するように算定する。

【算定式】

（必要判定士数）

$$\boxed{\text{判定対象建築物数}} \div \boxed{10\text{日間}} \div \boxed{15\text{棟}/1\text{チーム}\cdot\text{日}} \times \boxed{2\text{人}}$$

（必要判定コーディネーター数）

$$\boxed{\text{必要判定士数}} \div \boxed{\text{判定士}100\text{人}}$$

（全国必携）

市区町村震前マニュアル

第2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

（6）必要判定士数

想定した判定実施区域をもとに判定棟数を把握し、必要判定士数を算定する。

オペレーションタイプAを基本とし、震前実施計画上は判定士2名で1つのチームを編成し、判定棟数は15棟／チーム・日、個々の判定士の稼働日数を連続して3日間とする。

（7）必要判定コーディネーター数

（6）と同様に必要判定コーディネーター数を算定する。

必要判定コーディネーター数は、判定士5班（判定士10チームを1班とするため、判定士100人）に1人配置するよう算定する。

【解説】

- ・判定を行う場合、実施本部は被害規模から判定士等の必要数を一刻も早く算定する必要がある。
- ・必要判定士の延べ人数は、判定対象棟数を、1チーム、1日当たり判定可能棟数と1チームの稼働日数で除し、その数を2倍して算定する。
- ・判定士の移送手段確保の状態や判定実施区域における判定対象建築物の規模・構造により、1日当たりの調査可能判定棟数が変わるため、実施時は補正して算定することとなる。

- この延べ人数を判定実施期間で除すと、1日当たりの必要判定士数になるが、判定資機材の調達、確保できる宿泊施設の調達などの状況により、判定実施区域へ投入できる判定士数が制限されるため、やむを得ず判定実施期間を変更せざるを得ない場合も予測される。

8 判定資機材

判定資機材の備蓄状況及び必要と考えられる数量を把握したうえでリスト化し、指定した保管場所にて備蓄する。不足する場合は、事前に県に伝達するとともに、県と協力して判定資機材の確保に努める。

■目標備蓄数量

①判定調査表

- ・判定の実施方法はオペレーションタイプ A（外観調査）とする。
- ・「4 判定実施区域、判定拠点」にて被害想定等に基づき想定した判定実施区域内の建築物棟数を「判定対象建築物数」とし、その10%程度を備蓄数量とする。
- ・構造別の内訳は、各地域の既存家屋ストックの状況に応じて設定する。

②判定ステッカー

- ・判定の実施方法はオペレーションタイプ A（外観調査）とする。
- ・発災後、A3版の色紙用紙の入手が困難となることが予想されるため、判定調査表の2割増し程度を備蓄数量とする。
- ・判定結果の内訳は、阪神・淡路大震災の被害結果を参考とする。

危険（赤）	： 1～2割程度
要注意（黄）	： 2～3割程度
調査済（緑）	： 6割程度

③下げ振り

- ・実働判定士数（登録判定士のうち、被災時に活動参加が可能、あるいは他地域への派遣が可能と想定される数。本計画においては、登録判定士数の6割程度を実働判定士数とする。以下同じ。）の半分を備蓄数量とする。

④クラックスケール

- ・実働判定士数の半分を備蓄数量とする。

（全国必携）

市区町村震前マニュアル

第2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

(11) 判定資機材

- ①判定資機材の備蓄状況、必要となる数を把握し、準備しておく。不足する場合は事前に都道府県に伝達し、情報共有しておく。

②判定資機材の輸送方法の想定をしておくことが望ましい。また、都道府県からの輸送方法も想定しておくことが望ましい。

③判定街区マップを事前に作成しておくことが望ましい。1チームが1日に判定できる棟数を基準とし、チームごとの判定実施区域を分けておく。

第6 判定資機材の備蓄

市区町村は、都道府県と協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行う。

【解説】

- ・市区町村内の判定士に貸与又は支給する判定資機材は、原則として市区町村において備蓄するものとする。ただし、備蓄判定資機材が被災している状況に備えて、都道府県と協議して備蓄すること、判定資機材の調達及び実施本部等への輸送も支援本部に依頼することなども考えられる。その場合には、各市町村の分担、及び輸送方法や連絡体制を明確にしておくこと。
- ・判定活動に必要となる資材、装備については、十分な備蓄を行うことが望ましいが、その数量及び耐久性等に配慮し、市区町村は都道府県と協力して準備し、市区町村別に備蓄場所を記入した判定資機材備蓄リストを作成しておく。

9 震前実施計画書

災害時に円滑な判定活動を行えるよう、上記 2～8 の内容を「被災建築物応急危険度判定震前実施計画書」として様式（市町）－ 1 に定める。

なお、当該震前実施計画書（様式（市町）－ 1）を平常時に整備し、毎年度更新のうえ、県に報告する。

（全国必携）

市区町村震前マニュアル

第 2 実施体制の確立

2 震前実施計画の作成

災害時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ市区町村は震前実施計画を作成する。

なお、（4）から（10）までについては、（3）の判定実施区域ごとに定めるものとする。

- （1）実施本部体制
- （2）オペレーションタイプ
- （3）判定実施区域及び判定拠点、優先順位
- （4）対象となる建築物の用途規模
- （5）判定実施期間
- （6）必要判定士数
- （7）必要判定コーディネーター数
- （8）地元判定士数
- （9）地元判定コーディネーター数
- （10）判定コーディネーターの配置
- （11）判定資機材

【解説】

- ・地震発生直後は情報収集が困難になる可能性が高く、職員各自が情報収集を行って個別に判断した場合、混乱を招く可能性があることから、実施本部を立ち上げるものとする地震の規模（震度）を、あらかじめ各市区町村において定める。
- ・各市区町村が作成する震前実施計画は、都道府県が作成する震前支援計画との調整を図り、作成するものとする。
- ・震前実施計画は、地震の発生源ごとに生じる被害状況が異なるため、それぞれの場合を想定しておく。実際の発災後の判定活動を行う場合、実施本部業務マニュアルの手順に従い実施することになるが、震前では、想定した被害状況のもとで作成することになる。

10 判定実施計画書との関係

発災後、実施本部（町）が判定の実施を決定したときは、町内の被災状況等を踏まえて、上記「9 震前実施計画書」を見直した「判定実施計画書^{*}」を速やかに作成する。

なお、作成にあたっては、次を参考とし、作成後は応援要請の有無に関わらず、支援本部（県）に報告するものとする。

（1）判定実施区域の設定（例）

- ・震度6弱以上を観測した地域のうち、被害が確認された箇所を中心としたエリア
- ・災害対策本部に入った被害情報、相談件数、職員による現地調査（パトロール等）により総合的に判断
- ・住民から要望のあった地区（申込のあった個別の家屋での判定）
- ・町域が小規模であることから、町全域を判定実施区域として設定

（2）判定対象建築物数の算出（例）

- ・平時に作成する判定街区マップ（住宅地図等）から棟数を算出
- ・町の一部地域での実施の場合、町の32%程度と概算で算出

^{*}2判定実施計画書：被害状況や被災地の状況に基づき作成するもの。
（「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定マニュアル」
中の『判定実施本部業務マニュアル』第二編第5参照）